

豊中市公募型プロポーザル方式  
の実施に関するガイドライン

改正：令和3年（2021年）4月

豊中市総務部契約検査課

## <目次>

◆ 1 目的	1
◆ 2 定義	1
◆ 3 対象業務	1
◆ 4 実施手順	1
◆ 5 受託候補者の選定方法	6
◆ 6 結果公表	6
◆ 7 失格事由	7
◆ 8 その他	8

# 豊中市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、豊中市（以下「市」という。）が発注する契約に関し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の  
手続について、共通して遵守すべき事項を定め、公募型プロポーザル  
方式による契約の公正性、透明性及び客観性を担保することを目的と  
する。

## 2 定義

このガイドラインにおいて「公募型プロポーザル方式」とは、その  
性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場  
合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総  
合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、一定の条件を  
満たす提案者を公募し、企画提案書の提出を受け、原則としてヒアリ  
ング及びプレゼンテーションを実施した上で、当該企画提案書の審査  
及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託候補者を選定する  
方式をいう。

なお、受託候補者選定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第  
2号による随意契約を締結するものとして、豊中市随意契約ガイドラ  
インに基づき適切に契約手続きを進めるものとする。

## 3 対象業務

公募型プロポーザル方式によることができる業務は、次のいずれか  
に該当する場合とする。

- (1) 受託者の能力、技術、創造性、経験等により履行内容又は履行方  
法その他に顕著な差異が現れる業務
- (2) 受託者によって履行の内容又は方法が異なるなど、仕様書等で具  
体的に発注内容を規定することが困難な業務

## 4 実施手順

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合は、以下の手順により行うものとする。

### (1) 公募型プロポーザル方式の採用について

当該業務を所管する課又は室（以下「所管課等」という。）は、公募型プロポーザル方式が、当該業務の受託候補者選定に際して最もふさわしい方法であるかを十分検討し、次に掲げる事項を明らかにした基本方針を策定するものとする。

- ① 業務概要 件名、業務の目的、業務内容、業務期間、予算等
- ② 公募型プロポーザル方式採用理由 具体的な理由及び期待できる効果
- ③ 参加資格 必要な参加資格
- ④ 審査概要 受託候補者選定委員会、委員構成、審査方法等
- ⑤ 日程 全体スケジュールと受託候補者決定までの事務手順等
- ⑥ その他必要な事項

### (2) 豊中市建設工事請負業者審査会の審査について

公募型プロポーザル方式を採用しようとする業務が、市の建設工事並びにこれに係る設計、監理、調査及び測量調査（航空測量を除く。）委託（以下「建設工事等」という。）の場合にあつては、前号の基本方針の策定後、速やかに豊中市建設工事請負業者審査会（事務局は、総務部契約検査課）に審査を依頼し、選出方法の是非及び選出の条件について審査を受けるものとする。

### (3) 実施要領の策定について

所管課等は、当該業務に係る公募型プロポーザル方式の実施要領（以下「実施要領」という。）を定めるものとし、その内容は以下のとおりとする。

- ① 当該業務の目的
- ② 当該業務の概要  
業務名、業務内容、予定契約（履行）期間、必要に応じて予算概要等
- ③ 担当部局所管課等
- ④ 参加資格要件

- ⑤ 参加表明手続  
募集期間、申込方法、参加資格確認通知
- ⑥ 説明会（実施する場合）
- ⑦ 提案書作成要領  
提案内容、提案書の様式、提出方法、提出先、提出期限、提出部数、参考見積書、記入上の注意事項、著作権等の取扱い等
- ⑧ 質疑応答等
- ⑨ 失格事項
- ⑩ 審査方法、評価基準  
受託候補者選定委員会、審査項目、審査スケジュール、審査結果の通知等
- ⑪ 契約に関する基本的事項
- ⑫ スケジュール
- ⑬ その他必要な事項  
費用の負担、提案書の返却の有無等

#### (4) 受託候補者選定委員会の設置

- ① 所管課等は、提案内容等を審査するための受託候補者選定委員会を設置する。
- ② 受託候補者選定委員会は、公募型プロポーザルでの参加資格の審査、提案内容の審査方法及び評価基準の策定並びに受託候補者の順位決定について審議する。
- ③ 委員数については、所管課等で必要な人数を決定する。
- ④ 委員構成については、当該業務に関連する職員から選任するものとする。
- ⑤ 受託候補者選定委員会の設置に当たっては、設置要綱を策定する。なお、設置要綱に必要な項目は概ね以下のとおりである。
  - ア 設置
  - イ 所掌事務
  - ウ 組織
  - エ 委員長及び副委員長
  - オ 会議

カ 庶務

キ 委任

- ⑥ 受託候補者選定委員会に、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）などの職員以外の者を委員に選任する場合であつて、各委員の意見等を集約し、合議体として意思決定し、表明するときは、附属機関に該当すると考えられるので、委員報酬を予算要求する際に、総務部法務コンプライアンス課に設置条例の制定依頼を行うものとする。

(5) 審査方法及び評価基準の策定

受託候補者選定委員会において、提案内容の審査方法及び評価基準を策定する。

① 審査方法

ア 第1次審査：参加資格要件を有する者の中から、評価基準に基づき、企画提案書を審査し、一定基準に達している者を選定する。

イ 第2次審査：第1次審査で選定した者の中から、評価基準に基づき、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容を審査する。

ウ プロポーザルの提案者が少数の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において企画提案書並びにヒアリング及びプレゼンテーションの審査を実施できる。

エ 審査にあたっては、可能な限り提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とし、提案金額を求める場合には、企画・技術提案と価格提案を分離して評価するなど、提案内容をより客観的かつ公正に審査できるようにし、審査過程において恣意性が働かない、又は恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのない手続きを経るようしなければならない。

オ 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、受託候補者の順位を決定しないものとする。

## ② 評価基準

次の評価項目を定めた評価基準を策定し、合わせて評価項目ごとの審査の視点や内容を明記するものとする。ただし、公募型プロポーザル方式の性質上、提案を過度に制約することが無いように、評価項目「イ」については業務内容等に応じて設定するものとする。また、評価項目「ウ」の減点評価は、評価基準に必ず設けるものとする。

### 【評価項目】

ア 調達する業務等の目的、性質及び内容等を踏まえた企画・技術に関する事項

イ 市の政策推進への協力度に関する事項

### 【例】

- ・ 障害者や高齢者などの就職困難者の雇用
- ・ 女性の活躍推進への取組み
- ・ 環境への配慮
- ・ 災害時の業務継続体制 など

### 【減点評価】

ウ 公募開始日から過去3年以内の処分歴等

## ③ 評価基準の配点

公募型プロポーザル方式により調達する業務等の目的、性質及び内容等を踏まえて、②の評価基準の評価項目ごとに得点を配分するものとする。

公募開始日から過去3年以内の処分歴等については、処分等の終期から公募日までの経過期間及び処分等の期間の長さに応じて配点を行うものとする。なお、減点は、企画・技術提案に係る配点合計の概ね5%から10%程度とする。

## ④ 受託候補者の決定

ア 審査の結果、評価点が最高点の者を受託候補者とする。

イ 最高点の者が複数の場合は、原則として提案金額の安価な提案事業者を受託候補者とする。なお、受託候補者選定委員会の意見を踏まえ、提案金額によらないことも可能であるが、その場合は次のいずれかの方式を選択するものと

し、事前に公募要領に記載しなければならない。

(ア) 受託候補者選定委員会委員による合議

(イ) 受託候補者選定委員会委員による多数決

⑤ アドバイザーの活用

審査方法及び評価基準の策定、提案内容の審査等を行う際に、アドバイザーとして学識経験者から意見を聴取する場合は、「附属機関として条例化する会議等の基準」を参照して、適切な運用に努める必要がある。

## 5 受託候補者の選定方法

所管課等は、受託候補者を特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

## 6 結果公表

所管課等は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定した場合は、選定結果に関する情報について、次の方法により公表するものとする。

### (1) 公表方法

豊中市公募型プロポーザル方式の公表窓口を一元化し、豊中市ホームページの「プロポーザル案件」において、選定結果に関する情報を公表する。

\*「プロポーザル案件」において選定結果を公表する期間は、5年間とする。

### (2) 公表時期及び公表内容

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、標準様式1により次の内容を受託候補者が決定した後、速やかに公表するものとする。

① 件名

② 履行期間

③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）

④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）

⑤ 選定理由

- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

\* ⑥について、委員の合議制で採点した場合は、合議後の得点のみを公表するものとし、また、各委員の持ち点の合計又は平均で採点した場合は、委員名を伏せたうえで各委員の得点を公表するものとする。

\* 選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、④の応募団体と⑥との対応関係を明らかにしないこととし、④の応募団体は 50 音順に、⑥は評価点（品質点と価格点の合計）の得点順にそれぞれ記載する。

\* 応募が 2 者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については③を公表し、⑥は公表しないこととする。この場合は受託候補者の選定理由（⑤）において、2 者の比較がよりわかりやすいように示さなければならない。

### (3) 公募要領への記載

上記の(2)の内容を公表する旨、あらかじめ公募型プロポーザルの公募要領に記載の上、募集開始時に公表し周知するものとする。

### (4) 総務部契約検査課への報告

所管課等は、受託候補者の選定後、標準様式 2 により、速やかに、選定結果を総務部契約検査課に報告するものとする。

## 7 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、失格事由は、公募要領に明記しなければならない。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内

容を意図的に開示すること。

- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 その他

- (1) 受託候補者選定委員会の委員名及び学識経験者名の事後公表

受託候補者選定委員会の委員及び学識経験者と提案者との間の利害関係や不正行為目的の接触を防止するため、受託候補者選定委員会の委員名及び学識経験者名については、事後公表とする。

- (2) 受託候補者選定委員会の公正な運営

- ① 委員及び学識経験者選任後の確認

所管課等は、委員及び学識経験者と提案者との間の利害関係又は接触等の有無について、受託候補者選定委員会の審査開始前に委員及び学識経験者からの聴き取り等により確認する。

受託候補者選定終了までの間に、提案者から委員及び学識経験者に対して不正行為目的の接触があった場合は、委員及び学識経験者は所管課等へ通報することとし、所管課等は、当該提案者を選定対象から除外する。

- ② 利害関係のある委員及び学識経験者

委員及び学識経験者から審査内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、委員及び学識経験者の再選任を行うものとする。

- (3) 指定管理者の選定にかかる公募型プロポーザル方式に準じた手続きについては、「新・豊中市指定管理者制度導入に関する指針」及び「豊中市外部活力導入 選定のための指針―指定管理者制度対応版一」の定めるところによる。

■ 豊中市 総務部 契約検査課

〒561-8501

豊中市中桜塚3-1-1

☎06 (6858) 2072・2073・2074

☎06 (6858) 2075・2076

FAX ☎06 (6858) 7225

平成26年(2014年)2月 策定

平成28年(2016年)3月 改正

・処分歴による減点評価を追加

平成31年(2019年)4月1日 改正

・政策評価(雇用労働など)について追記

令和3年(2021年)4月1日 改正

・公表様式変更等